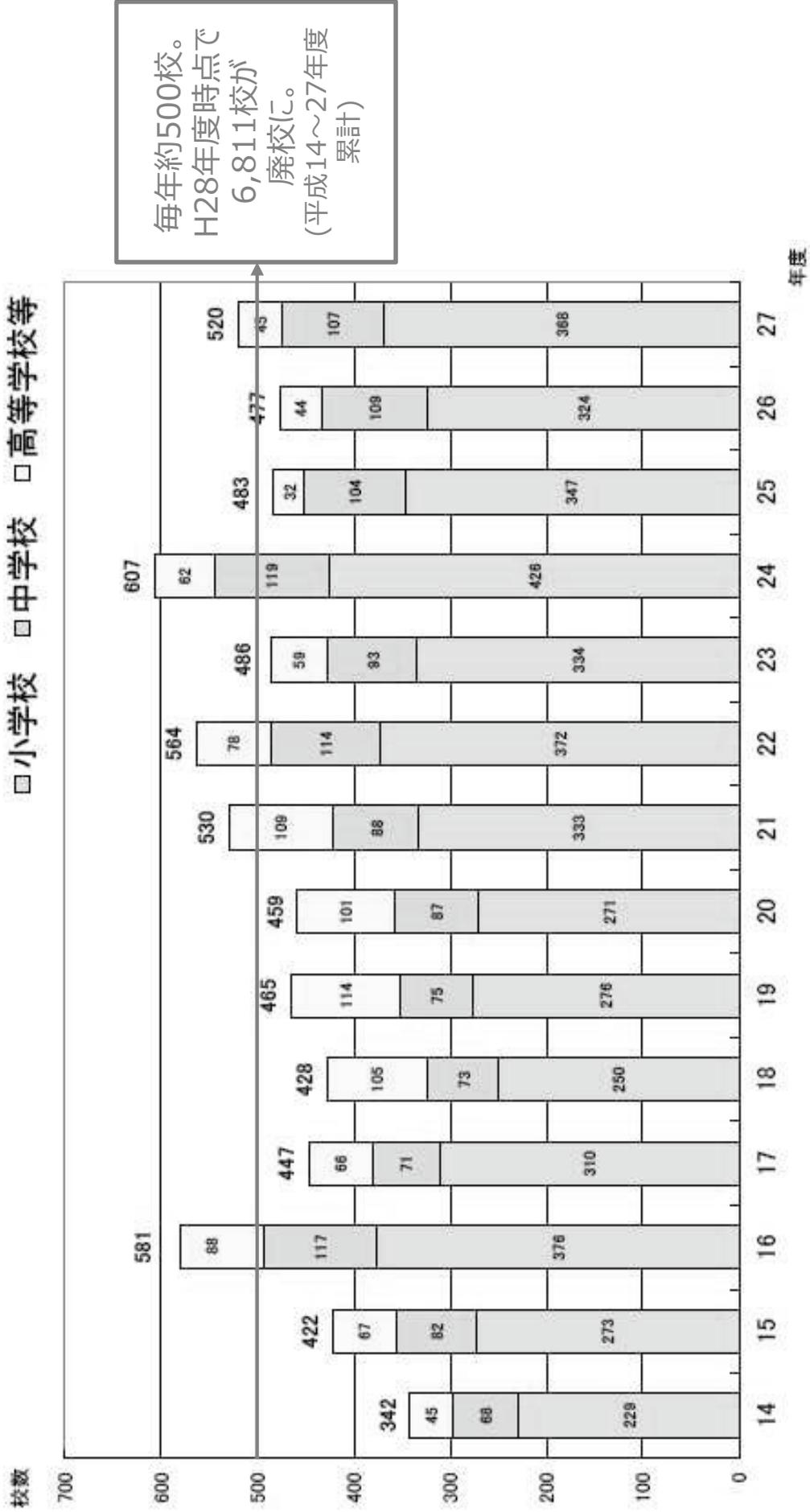


**【文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設助成課関係】**

廃校の発生状況

◆ 少子化の影響により、毎年約500校程度、廃校が発生（【図1】）。

【図1】公立学校の年度別廃校発生数（平成14年度～平成27年度）



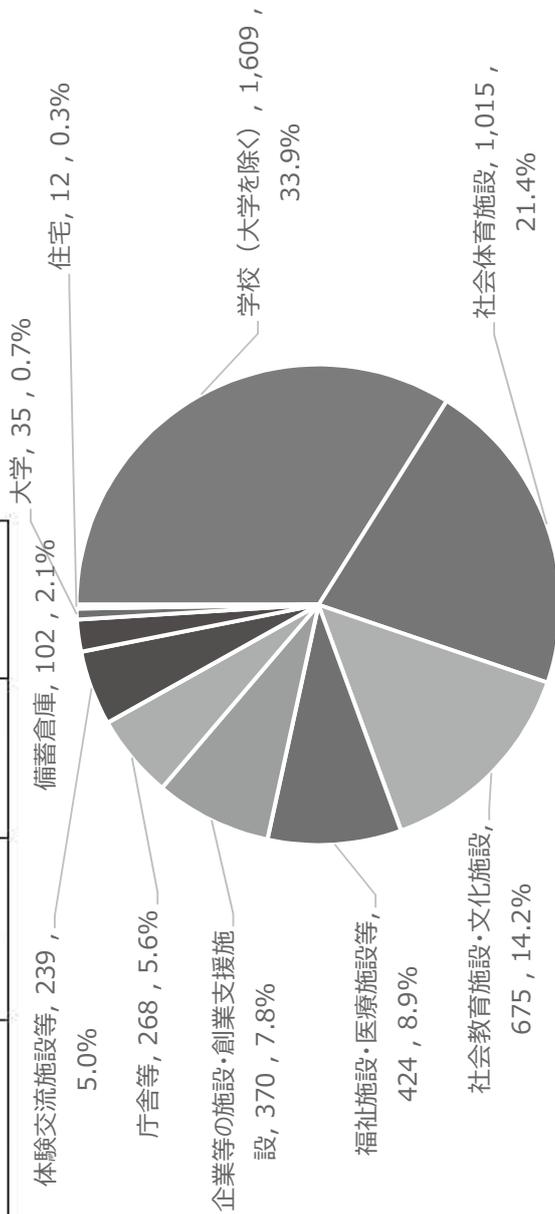
出典：平成28年度廃校施設活用状況実態調査（文部科学省）

廃校の活用状況

【図2】廃校の活用状況

| 廃校年度 | | 平成14年度～平成27年度 (平成28年5月1日現在) | |
|------------------|------------|--------------------------------|-------|
| 廃校の数(A) | 小学校 | (校) | 4,489 |
| | 中学校 | (校) | 1,307 |
| | 高等学校等 | (校) | 1,015 |
| 施設が現存している廃校の数(B) | x 100(%) | (校) | (%) |
| 活用されているもの(a) | B/A | 5,943 | 87.3 |
| 活用されていないもの(b) | a/B | 4,198 | 70.6 |
| 活用の用途 | b/B | 1,745 | 29.4 |
| | 決まっている(c) | 314 | 5.3 |
| | 決まっていない(d) | 1,260 | 21.2 |
| | 取壊しを予定(e) | 171 | 2.9 |
| 現存する施設なし(C) | C/A | 868 | 12.7 |

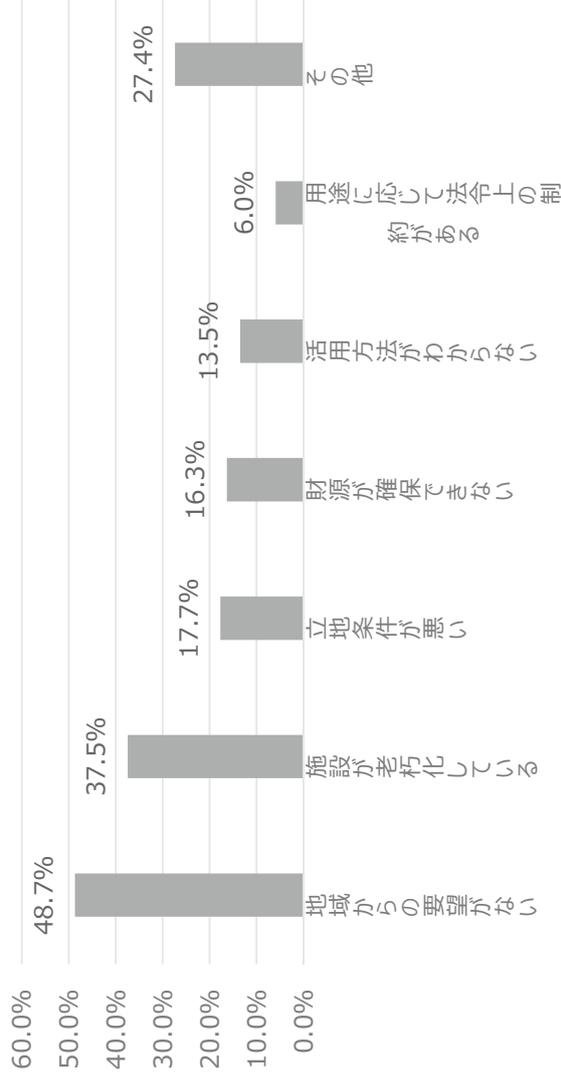
主な活用用途



◆ 廃校施設のうち8割弱は何らか
活用されているが、まだ、2割以上
はまったく活用されずに放置されて
おり、その維持管理費等が、自治
体にとっては負担となっている
（【図2】）。

廃校の活用状況

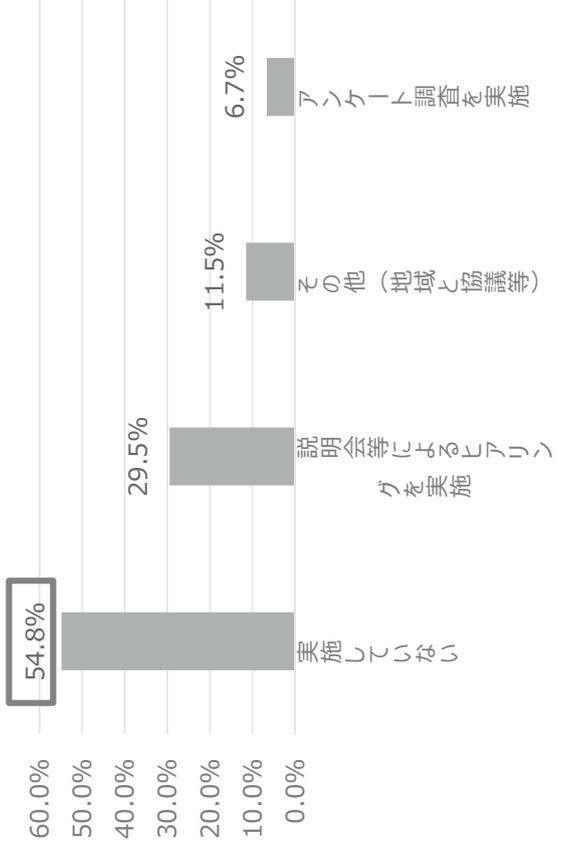
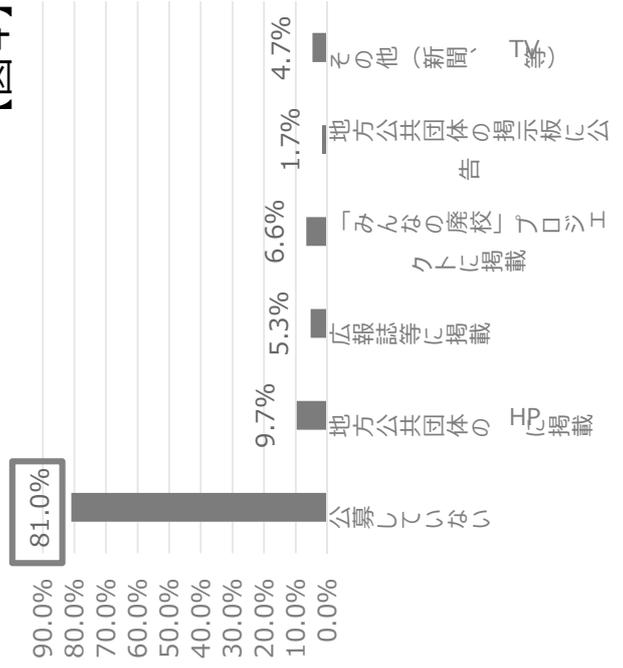
- ◆ 活用用途が決まっていない1,260校については、「地域からの要望がない」「施設が老朽化している」等の理由がある（【図3】）。



【図3】 活用の用途が決まっていない理由

- ◆ 自治体の81%が公募を行っておらず、約55%が意向聴取も行っていない（【図4】）。

【図4】 未活用1,260校の公募・意向聴取の状況



出典：平成28年度廃校施設活用状況実態調査（文部科学省）

廃校の活用状況

① 自治体側への廃校活用に関する情報提供

- 自治体において廃校施設の活用用途が決まっていない理由として、「施設の老朽化」「立地条件の悪さ」「財源が確保できない」等の理由がある。
↓
- 全国各地の廃校活用事例や、転用施設の改修に対する国庫補助制度について、文部科学省から情報提供することで、自治体に廃校活用について積極的に検討していただけるようにする。

② 活用希望企業等とのマッチング

- 自治体単独では、廃校施設を活用したい企業等へのPRに限界がある。
↓
- 文部科学省ホームページにおいて、全国に活用を募集する廃校施設等に関する情報を掲載し、広く全国の民間企業等に周知する。



文部科学省「みんなの廃校」プロジェクト

「学校」が生まれ変わり、地域が元気に！ ～熊本県菊池市の廃校活用事例-酒蔵と体験型宿泊施設-～

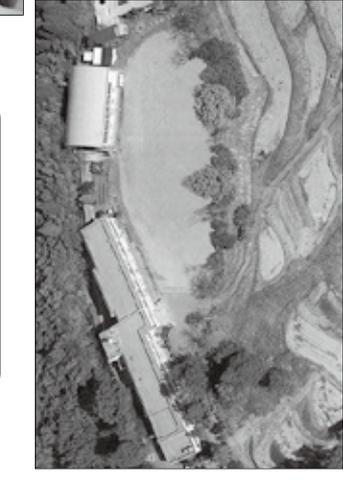
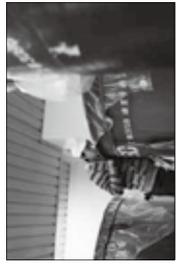
経緯

【酒蔵】良質な水と米を調達できる場所を探していた(株)美少年から要望を受け、市及び活用検討委員会で協議し実現。
 【体験型交流宿泊施設】次世代を担う子供たちの将来を考え「よりよい教育環境を提供する」という観点から、市と利用促進協議会で検討し、「きくちふるさと交流館」としての活用を実現。（地域住民が中心のNPO法人が指定管理者として管理運営。）
 ※ H15・17「やすらぎ空間整備事業」補助金（農林水産省）

| 自治体側のメリット | | 活用事業者側のメリット |
|--|--|--|
| 自治体における収益等のメリット | 地域活性化に関するメリット | |
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 廃校施設の売却益（酒蔵：約3,600万円） ◆ 雇用創出による経済効果 <ul style="list-style-type: none"> ・酒蔵：常勤7名＝給与約2,940万円/年 ・体験型宿泊施設：常勤4名・非常勤7名＝給与約2,520万円/年 ◆ 本来かかる廃校の維持管理費の減 <ul style="list-style-type: none"> ・酒蔵・体験型宿泊施設：各200万円/年 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 観光客増加による経済効果等 <ul style="list-style-type: none"> ・酒蔵：地域で開催の新酒まつりや工場内の売店にも多数の来場者。 ・体験型宿泊施設：12,000名/年（うち1,700名宿泊） ※平成28年度 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 同規模建物等を新築するよりも安価な改修費用により事業開始が可能。（例：酒蔵） <ul style="list-style-type: none"> ・同規模建物等を新築する場合にかかる経費＝約3億1千万円 ・改修費用＝約2億5千万円 ※ 約1/1.2の経費で事業開始 ◆ 同程度面積の教室に分かれているため、宿泊施設等に利用しやすい。 |



旧水源小学校を
(株)美少年の
酒蔵に活用



地域の食材を使った食事を提供する食堂。



旧菊池東中学校を
「きくちふるさと交流館」に活用



冷暖房完備の寝室。

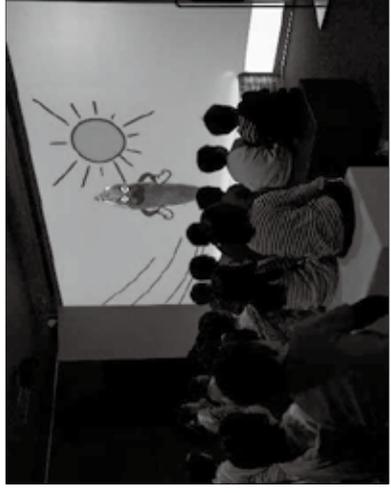
「学校」が生まれ変わり、地域が元気に！ ～茨城県行方市の廃校活用事例-さつまいもテーマパーク-～

経緯

【企業】行方産のサツマイモを加工・販売していた企業が、行方市への工場進出を進めていた。
 【行方市】小中学校の統廃合を進めていたところ、市主催の説明会で学校跡地を利用した農業活性化ビジョンに地元理解を得て、売却が決定。「なめがたファーマーズグレイτζ」としての運営開始。
 ※ H25「6次産業化推進事業（連携施設整備事業）」補助金（農林水産省）

| 自治体側のメリット | | 活用事業者側のメリット |
|---|--|---|
| 自治体における収益等のメリット | 地域活性化に関するメリット | |
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 廃校施設の売却益（約1,122万円） ◆ 雇用創出による経済効果 常勤100名超＝給与約4億2,000万円/年 ◆ 本来かかる廃校施設の維持管理費の減 67万2,000円/年 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 観光客増加による経済効果等 約21万5,000人/年 （うち観光客：約17万5,000人/年） ・はとバスコースになる等、観光客に人気。 観光客のうち6割がピーターに。 （視察等：約4万人/年） ・全国市町村（教育委員会、農林水産関係や商工観光関係、議会等） ※工場・商業施設で年間14億円の収入 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 同規模建物等を新築するよりも安価な 改修費用により事業開始が可能。 ・同規模建物等を新築する場合にかかる 経費＝約40億円 ・改修費用＝約22億円 （そのほか、設備関係費で14億円（工場）：12億円、商業施設：2億円） ※約半分弱の経費で事業開始 |

旧大和第三小学校を
さつまいもテーマパーク「なめがたファーマーズグレイτζ」に活用



教室を、さつまいもの歴史などを学ぶことのできる展示室に改装。

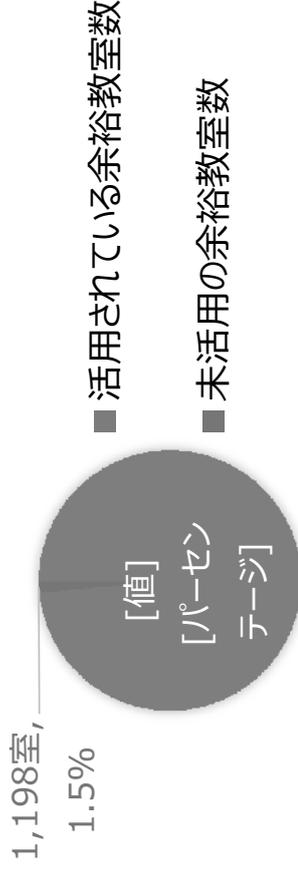
「焼き右衛門」がミュージアムを案内。

現在も、校門跡には「行方市立大和第三小学校」という文字がある。

余裕教室の状況（公立小中学校等）

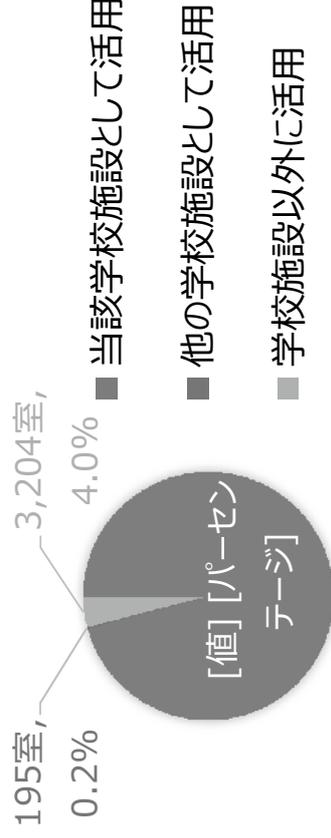
1) 余裕教室（公立小・中学校・義務教育学校）の数（平成29年5月1日現在）

- 余裕教室80,414室のうち、79,216室（約98.5%）が活用されており、1,198室（約1.5%）が未活用である。

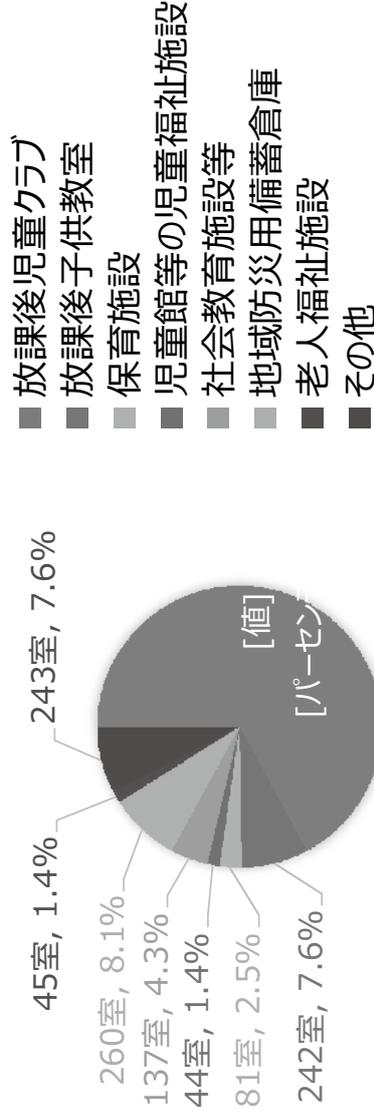


2) 余裕教室の活用状況

- 活用されている余裕教室79,216室のうち、75,817室（約95.7%）が当該学校施設として、195室（約0.2%）が他の学校施設として、3,204室（約4.0%）が学校施設以外の施設として活用されている。



- 学校施設以外の施設として活用している余裕教室3,204室は、地域の実情やニーズに合わせて活用されている。



※本調査における「余裕教室」とは、現在は普通教室として使用されていない教室のうち、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室。

小中学校等の余裕教室等を活用した保育所等の整備について

【待機児童の現状】

○平成29年4月1日現在、待機児童数は26,081人で前年比2,528人の増加

○待機児童の72.1%は都市部に集中しており、保育所整備の土地の確保が困難
(厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成29年4月1日）」より)



余裕教室等の既存施設の有効活用が重要となる

【余裕教室等の保育所への活用状況】

○小学校75室、中学校6室の合計81室の余裕教室（平成29年5月1日現在）、48校の廃校（平成28年5月1日現在）が保育所として活用されている。

○文部科学省は平成29年10月13日、小学校の余裕教室等の保育所への活用にあたり
児童福祉部局と連携・協力するよう各都道府県教育委員会に依頼文書を発出



児童福祉部局等から余裕教室等を活用した保育所整備について
相談があった場合は、積極的に対応していただくようお願いいたします

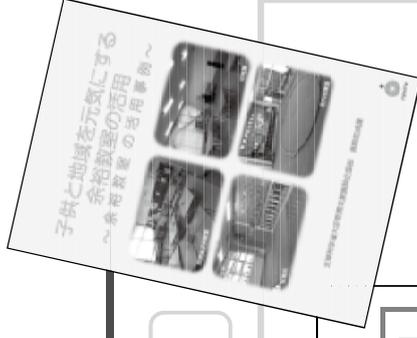
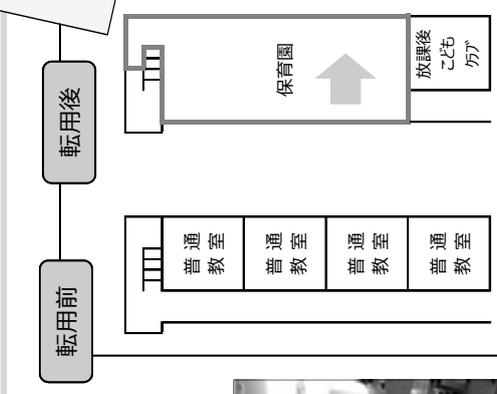
(参考) 余裕教室の活用事例

余裕教室の活用事例集を作成し、文部科学省ホームページで公表していますので、ご参照ください。

大阪府 豊中市 豊島小学校 保育所



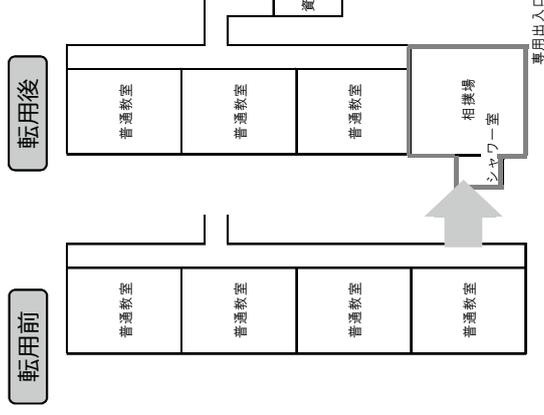
- 駅より徒歩5分以内に所在。
- 平成14年度、約6,700万円をかけて、1階3室(285㎡)を転用。
- 「少子化対策臨時特例交付金」(厚生労働省)を活用。
- 専用出入口を設置し、児童に配慮した動線を確保した。



石川県 七尾市 能登島小学校 室内相撲場



- もとより相撲が盛んな地域であり、地域から、屋内相撲場の整備要望があった。
- 平成13年度、約279万円をかけて、1階1室(84㎡)を転用。
- 専用出入口を設置し、学校と相撲場がそれぞれ独立した施設として運営することが可能。



(参考) 廃校施設・余裕教室の活用にあたり利用可能な補助制度

平成29年度

| 対象となる転用施設等 | 事業名 | 所管官庁 | 対象となる転用前施設 | |
|------------------------------|--|--|------------|------|
| | | | 廃校 | 余裕教室 |
| 地域スポーツ施設 | スポーツ振興くじ(toto)助成 (地域スポーツ施設整備助成) | 文部科学省 | ○ | × |
| 埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うための設備整備事業 | 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 (国宝重要文化財等保存整備費補助金) | 文化庁 | ○ | × |
| 児童福祉施設等 (保育所を除く) | 次世代育成支援対策施設整備交付金 | 子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係 TEL:03-5253-1111 (内線4960) | ○ | ○ |
| 保育所等 | 子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金) 保育所等整備交付金 保育対策総合支援事業費補助金 | | ○ | ○ |
| 小規模保育事業所等 | 子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金) 保育所等整備交付金 | 子ども家庭局保育課予算係 TEL:03-5253-1111 (内線4837) | ○ | ○ |
| 放課後児童クラブ | 放課後子ども環境整備事業 | 子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係 TEL:03-5253-1111 (内線4960) | ○ | ○ |
| 障害者施設等 | 社会福祉施設等施設整備費補助金 | 子ども家庭局保育課予算係 TEL:03-5253-1111 (内線4837) | ○ | ○ |
| 私立認定こども園 | 認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金 子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金) | 子ども家庭局保育課(子育て支援課)健全育成推進室 TEL:03-5253-1111 (内線4847) | ○ | ○ |
| | | 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 TEL:03-5253-1111 (内線3035) | ○ | ○ |
| | | 初等中等教育局幼児教育課 TEL:03-5253-4111 (内線3138) | ○ | ○ |
| | | 子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係 TEL:03-5253-1111 (内線4960) | ○ | ○ |
| | | 上記と同様 | ○ | ○ |

(参考) 廃校施設・余裕教室の活用にあたり利用可能な補助制度

| 対象となる転用施設等 | 事業名 | 所管官庁 | 対象となる転用前施設 | |
|---|--|--|------------|------|
| | | | 廃校 | 余裕教室 |
| 地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等 (過疎地域の廃校舎等の遊休施設を改修する費用が対象) | 過疎地域等自立活性化推進交付金 (過疎地域遊休施設再整備事業) | 総務省 自治行政局過疎対策室 TEL:03-5253-5111 (内線5536) | ○ | × |
| 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組及び農山漁村における定住等を図るための取組に必要な施設 | ①農山漁村振興交付金(農泊推進対策) ②農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策) ③農山漁村振興交付金(都市農村共生・対流及び地域活性化対策のうち農福連携対策) | ①農村振興局農村政策部都市農村交流課 TEL:03-3502-8111 (内線5451) ②農村振興局整備部地域整備課 (内線3098) ③農村振興局農村政策部都市農村交流課 (内線5445) | ○ | × |
| 交流施設等の公共施設 | 次世代林業基盤づくり交付金 (木造公共建築物等の整備) | 林政部木材利用課 TEL:03-3502-8111 (内線6127) | ○ | ○ |
| 都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な施設 | 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) | 都市局市街地整備課 TEL:03-5253-8111 (内線32763) | ○ | ○ |
| 空家等対策計画策定済み、または空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域において、居住環境の整備改善に必要な宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等 | 社会資本整備総合交付金 (空き家再生等推進事業) | 住宅局住宅総合整備課住環境整備室 TEL:03-5253-8111 (内線39394) | ○ | × |
| 基幹集落に暮らしの安心を支える複数の生活サービスマチや地域活動の場を集めた「小さな拠点」の形成推進に必要な施設 | 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 | 国土政策局地方振興課 TEL:03-5253-8111 (内線29543) | ○ | ○ |
| 「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられ、地域再生法に基づき地域再生計画に認定される地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なもの(施設改修費等のハード事業の割合は、原則として全体事業費の1/2未満) | 地方創生推進交付金 | 地方創生推進事務局 TEL:03-5510-2151 | ○ | ○ |

平成29年度